

北海道網走桂陽高等学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしからかいなどのほか、インターネットを通じて行われるいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」(いじめ防止全体計画)を定める。

2 いじめについて

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒のとらえ方により、いじめを防いだりいじめに発展したりする。

②いじめの動機

- いじめの動機には、以下のものなどが考えらる。
- ・嫉妬心(相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
 - ・支配欲(相手を思いどおりに支配しようとする)
 - ・愉快犯(遊び感覚で愉快的気持ちを味わおうとする)
 - ・同調性(強いものに従う。数の多い側に入りたい)
 - ・嫌悪感(感覚的に相手を遠ざけたい)
 - ・反発・報復(相手の言動に対して反発・報復したい)
 - ・欲求不満(いらいらを晴らしたい)

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う。馬鹿にする。落書き・物壊し。集団での無視。陰口。避ける。ぶつかる。小突く。命令・脅し。性的辱め。部活動中のいじめ。メール等による誹謗中傷。噂流し。授業中のからかい。仲間はずれ。嫌がらせ。暴力。たかり。使い走り。

(5) いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙1 ※いじめ防止委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

別紙2 ※いじめ対策委員会の設置

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学習指導の充実

- ・授業規律の徹底、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方・聞き方の指導
- ・「わかる授業づくり」の推進と生徒が参加・活躍できる授業の工夫
- ・言語活動の充実によりコミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動（子ども理解支援ツール「ほっと」などの活用）
- ・ボランティア活動の充実（生徒会、部活動）

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（6月、11月）

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚（生徒会の活動の充実）
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」等におけるモラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・授業公開の実施（11月）

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」（別紙2）により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン
別紙3

(3) 教室・家庭でのサイン
別紙4

(4) 相談体制の整備
・相談窓口の設置・周知
・面談の定期的実施(6月、11月)

(5) 定期的調査の実施
・いじめアンケートの実施(5月、11月)

(6) 情報の共有
・報告経路の明示・報告の徹底
・職員会議等での情報共有
・要配慮生徒の実態把握
・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。(教育相談担当及びスクールカウンセラーとの連携)
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題としてとらえさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校はいじめ解消に全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・生徒の様子等で気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を失わせる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である場合が多い。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

- ・教科「情報」等における情報モラル教育の充実

③ネット社会についての講話(防犯)の実施

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロールの実施

②不当な書き込みへの対処

- ・状況の確認
- ・状況の記録
- ・管理者へ連絡(削除の依頼)
- ・警察へ相談

8 重大事態への対応 別紙5

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがある状態。

- ・生徒が自殺を企てた場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会(オホーツク教育局)に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

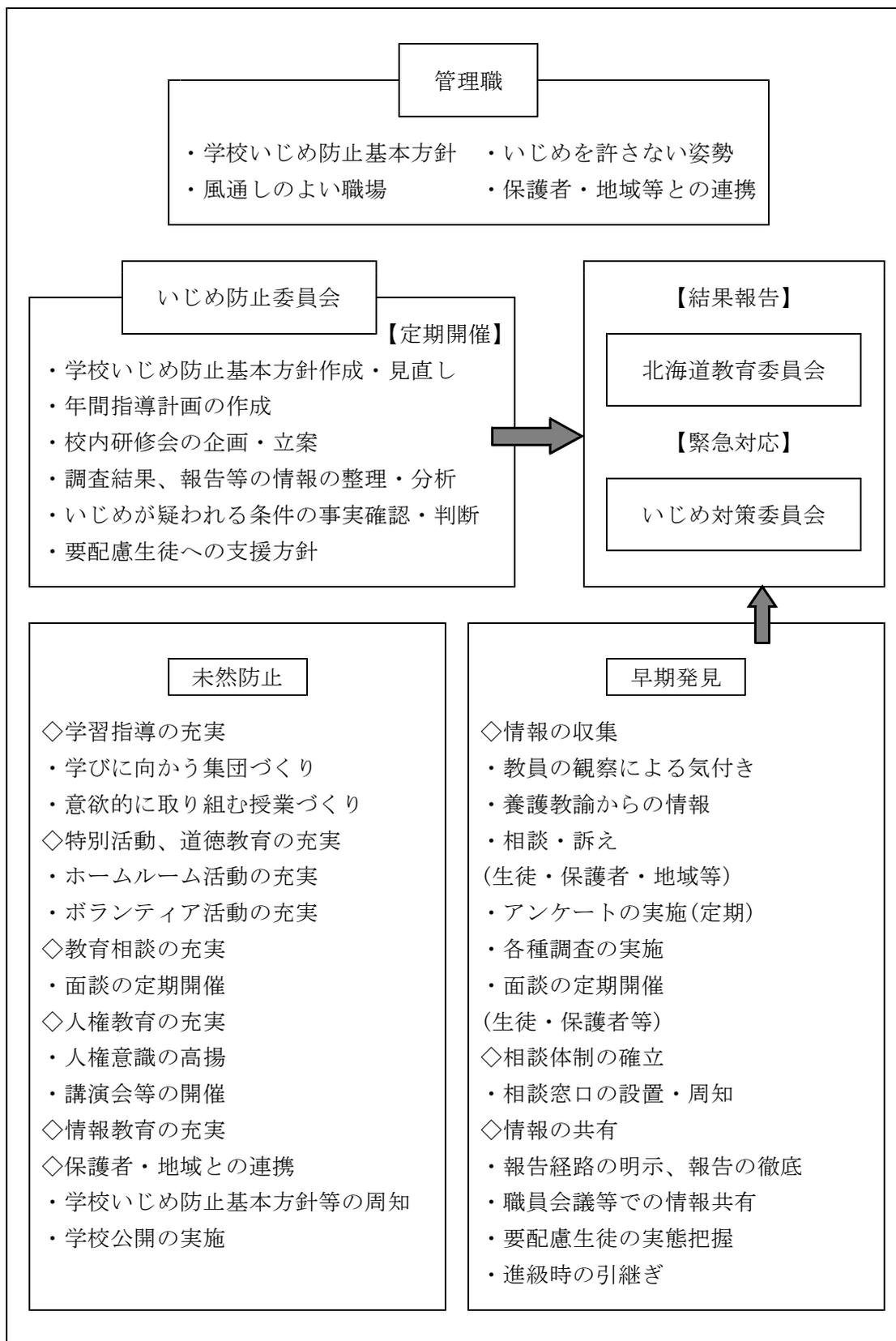
9 附則

本方針は、平成26年4月1日から施行する。

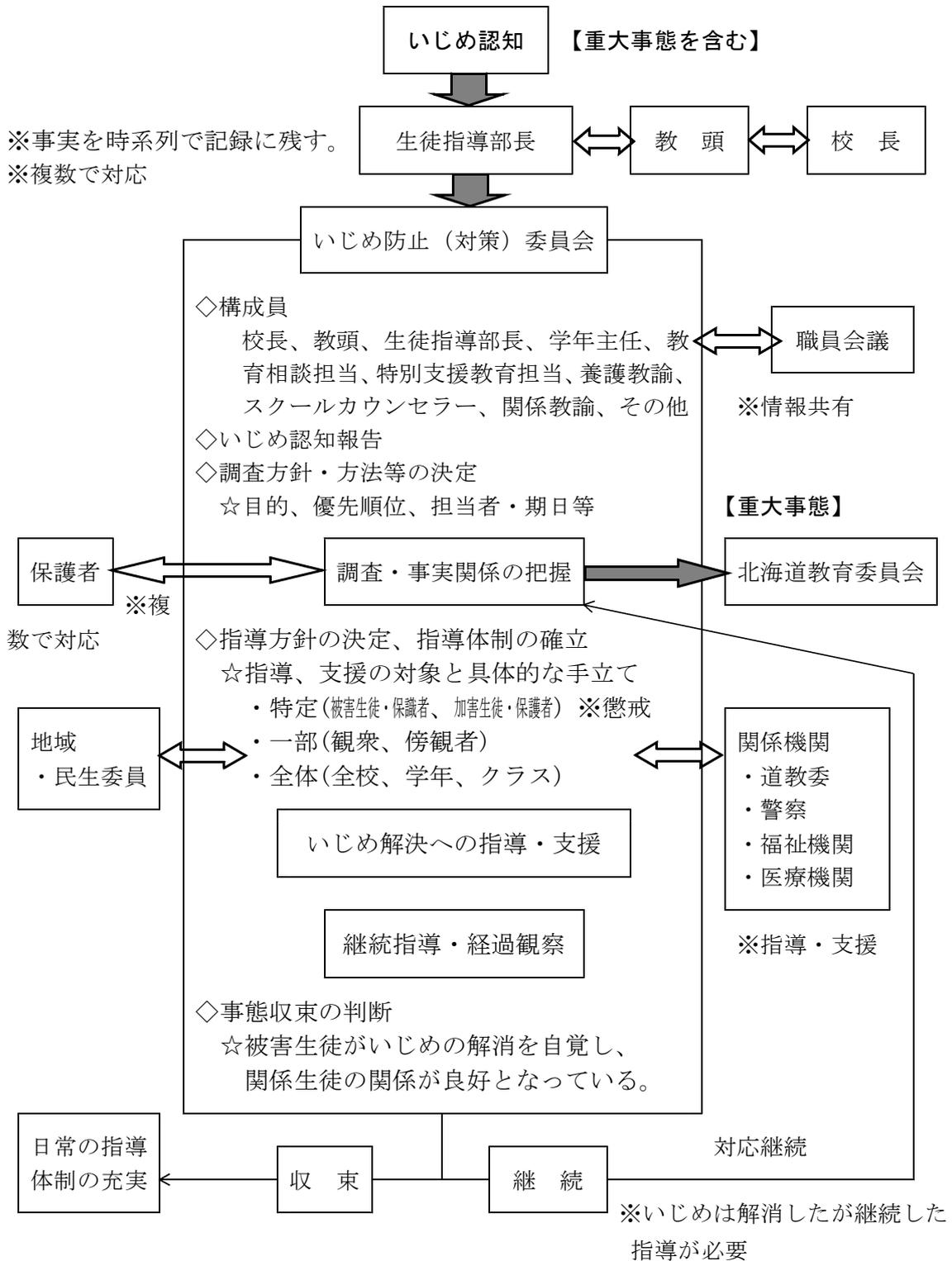
(平成26年2月20日職員会議決定)

別紙 1

日常の指導体制(未然防止・早期発見)



緊急時の組織的対応(いじめへの対応)



別紙3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝の SHR	<ul style="list-style-type: none"> ○遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ○教員と視線が合わず、うつむいている。 ○体調不良を訴える。 ○提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 ○担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○保健室・トイレに行くようになる。 ○教材等の忘れ物が目立つ。 ○机周りが散乱している。 ○決められた座席と異なる席に着いている。 ○教科書・ノートに汚れがある。 ○突然個人名が出される。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> ○弁当にいたずらをされる。 ○昼食を教室の自分の席で食べない。 ○用のない場所にいることが多い。 ○ふざけ合っているが表情がさえない。 ○衣服が汚れていたりしている。
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ○一人で清掃している。 ○放課後等慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ○持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ○一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
<ul style="list-style-type: none"> ○教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ○ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ○教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ○自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<ul style="list-style-type: none">○嫌なあだ名が聞こえる。○席替えなどで近くの席になることを嫌がる。○何か起こると特定の生徒の名前が出る。○筆記用具等の貸し借りが多い。○壁等にいたずら、落書きがある。○机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
<ul style="list-style-type: none">○学校や友人のことを話さなくなる。○友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。○朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。○電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。○受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。○不審な電話やメールがあったりする。○遊ぶ友達が急に変わる。○部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<hr/> <ul style="list-style-type: none">○理由のはっきりしない衣服の汚れがある。○理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。○登校時刻になると体調不良を訴える。○食欲不振・不眠を訴える。
<hr/> <ul style="list-style-type: none">○学習時間が減る。○成績が下がる。
<hr/> <ul style="list-style-type: none">○持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。○自転車がよくパンクする。○家庭の品物、金銭がなくなる。○大きな額の金銭を欲しがる。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力